

令和6年度川西市介護支援専門員等研修受講費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市内の居宅介護支援及び介護予防支援を提供する介護支援専門員又は主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の確保を図り、質の高いサービスの安定供給に資するため、介護支援専門員実務研修等を修了した者に対し、研修受講費を予算の範囲内で交付する川西市介護支援専門等研修受講費助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成対象研修)

第2条 助成金の交付対象となる研修（以下「対象研修」という。）は、次の課程の研修とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の4第1項に規定する介護支援専門員実務研修
- (2) 介護保険法施行規則第113条の18第1項に規定する更新研修
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の8第2項に規定する更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修
- (4) 介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修
- (5) 介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修
- (6) 介護保険法施行規則第113条の16第1項に規定する再研修

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、前条に定める対象研修を修了した者のうち、助成金交付申請時に次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 川西市内に所在する指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センターを含む。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「対象事業所」という。）に勤務する者。
- (2) 対象研修を修了した日の翌日から起算して2年以内である者
- (3) 対象研修を修了した日以降の対象事業所1箇所における勤務期間（休職期間は除く）が3箇月を経過し、かつ引き続き勤務している者

- (4) 対象研修受講に係る費用を完納している者
 - (5) 対象研修に係る他の助成を受けていない者
 - (6) 対象研修を修了後、介護支援専門員等の登録または更新手続きを完了した者
- (助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、対象研修の受講に係る受講費とする。修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は含まない。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、兵庫県福祉人材研修センター又は兵庫県介護支援専門員協会が開催する対象研修に係る開催要項に記載の額（受講料及び資料代）とする。

(交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付申請及び請求は、対象研修を修了した日の翌日から起算して2年以内かつ、対象研修を修了した日以降の対象事業所1箇所における勤務期間が3箇月を経過した日以後の受付期間内に、次項の規定により行うものとする。

2 助成金の交付を受けようとする者は、川西市介護支援専門員等研修受講費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象研修を修了したことを証する書類の写し
- (2) 対象研修の受講費等の領収書の写し
- (3) 勤務証明書（様式第2号）
- (4) 介護支援専門員証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書兼請求書が提出された場合は、これを審査し、適当と認めるときは、川西市介護支援専門員等研修受講費助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

第8条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(調査等)

第9条 市長は、助成金の交付に関する事務を適正に実施するため必要と認めるときは、交

付金の交付を受けた者に対し、関係する書類の提出を求め、又は市職員に調査を行わせる
(以下「調査等」という。) ことができるものとする。

2 交付金の交付を受けた者は、特別な事情がある場合を除き、前項の調査等に協力しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市町が別に定める。

付則 (令和6年6月13日施行)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

付則 (令和6年6月13日施行)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月5日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

川西市介護支援専門員等研修受講費助成金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

川西市長あて

(申請者) 住 所 〒 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 _____

川西市介護支援専門員等研修受講費助成金の交付を受けたいので、川西市介護支援専門員等研修受講費助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。なお、市が交付要件の審査のために私に関する住民基本台帳の内容を確認することに同意します。

研 修 名 称	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修（専門研修課程
	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修（更新研修A（前期）	II）
	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修（更新研修A（後期）	<input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員研修
	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修（更新研修B）	<input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員更新研修
	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修（専門研修課程I）	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員再研修
研修修了日	令和 年 月 日 ※研修修了日は研修修了証に記載された日付を記載	
研修受講費	円	
交付申請額	円	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 研修修了証の写し	<input type="checkbox"/> 研修実施事業者が発行した領収証の写し
	<input type="checkbox"/> 勤務証明書（様式第2号）	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員証の写し

川西市介護支援専門員等研修受講費助成金を下記の口座に振り込んでください。

※振込口座は申請者本人名義の口座に限ります。

受 取 口 座	金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 ()	本・支店 本・支所 出張所
	店 番 号	口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
	口 座 番 号 (右詰めで記入)		
	フリガナ		
	口座名義人		

(市記入欄)

交付要件	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	審 査	<input type="checkbox"/> 交付決定	<input type="checkbox"/> 却下
------	-----------------------------	------------------------------	-----	-------------------------------	-----------------------------

勤務証明書

令和 年 月 日

川西市長あて

所在地 〒 -

法人名

代表者職・氏名

下記の被雇用者が、下記のとおり勤務していることを証明します。

記

被雇用者	住所	〒 -	
	氏名		
	生年月日	年 月 日 ※西暦で記入してください。	
勤務先	法人名		
	事業所名	事業所番号	
		事業所名	
	所在地	〒 -	
勤務期間	令和 年 月 日から3か月以上継続して勤務している (うち、休職期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日)		
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非正規職員 <input type="checkbox"/> その他 () 勤務日数 (週 日間) 1日の勤務時間 (時間 分)		
事務担当者		連絡先	()

※この証明書の有効期間は、発行日から1か月間です。

※記載事項を訂正する場合は、二重線で削除して正しい内容を記載してください。

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

様

川西市長 越田 謙治郎

川西市介護支援専門員等研修受講費助成金交付決定（却下）通知書

令和 年 月 日付の申請について、下記のとおり決定しましたので、川西市介護支援専門員等研修受講費助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

以下の内容で決定します

交付決定額	金	円
-------	---	---

却下します

(理由)